

高知県経営革新計画実施要領

(趣旨)

第1条 「経営革新計画」の申請受理、承認に関する業務等について、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）、同法施行令（平成11年政令第201号。）及び同法施行規則（通商産業省令第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(「経営革新計画」の申請手続)

第2条 法第14条の規定に基づき「経営革新計画」（以下「計画」という。）の承認を受けようとする特定事業者は、規則に定められた様式第13により知事に申請するものとする。

(1) 申請には、次の資料を添付しなければならない。

ア 特定事業者等の定款

イ 特定事業者の最近3期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近1年間の財務内容を含む事業内容の概要を記載した資料）

ウ 様式第15による事前調査表

エ 様式第13、上記ア、イ及びウの写し

(2) 複数の特定事業者、組合等が共同で申請する場合は、参加している全ての個別特定事業者について、上記(1)の資料を添付するものとする。

(3) 上記の申請は、経営革新計画電子申請システムで行うことができるものとする。この場合において、上記(1)エの添付は不要とする。

(計画の要件等)

第3条 知事は、提出された前条の申請書の計画が次に掲げる要件等に適合していると認められる場合は、当該申請書等の内容について、第5条に規定する審査会の審査にかけらるものとする。

(1) 計画の内容

「経営革新計画」として承認の対象となる計画は、新たな取組みによって企業の事業活動の向上に資するものをいい、概ね以下の5種類に分類される。

①新商品の開発又は生産

②新役務の開発又は提供

③商品の新たな生産又は販売の方式の導入

④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(2) 経営目標の設定

経営目標の指標については、次に掲げるア及びイとする。

ア 計画期間は3年間ないし8年間とし、事業期間（計画期間のうち研究開発を除く新事業活動を実施する期間をいう。）は、3年間ないし5年間で「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」について、事業期間が5年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの伸び率は15%以上とする。事業期間が3年間の場合は9%以上、

4年間の場合は12%以上とする。

なお、計画期間が終了した時点での「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の値は正となることとする。

注)「付加価値額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

イ 「給与支給総額」について、事業期間が5年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの伸び率は7.5%以上とする。なお、計画期間が3年間の場合は4.5%以上、4年間の場合は6%以上とする。

注)「給与支給総額」とは、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含まないものとする。

(審査会の設置)

第4条 県は、計画の承認を受けようとする特定事業者から提出された申請書等の内容を審査するために、「高知県経営革新計画審査会」(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

(1) 審査会による審査は、別に定める「高知県経営革新計画審査要領」により行うものとする。

(2) 知事は、前号の規定による審査内容について、審査会から報告を受けるものとする。

(承認手続)

第5条 知事は、審査会からの報告を受け計画の承認を行うものとし、承認企業及び関係各機関へ通知するものとする。

なお、申請書受付から承認又は不承認までの標準処理期間は60日以内とする。ただし、申請書類において資料の不備等により修正に不測の日数を要するものや、審査会において保留となったものを除く。

(経営革新計画の変更に係る申請手続)

第6条 計画の変更申請は、規則により定められた様式第14により行うものとする。この場合においてその手続は、第3条の申請手続を準用するものとする。

2 知事は、提出された変更申請書の計画の内容が第4条の要件等に適合しているか否かについての審査は、第5条、第6条の手続きを準用し、行うものとする。

3 計画の変更をする場合であっても、同一年度内における実施時期の変更、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等、承認された計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、計画変更手続きを要しないものとする。

(調査及び報告書の提出)

第7条 知事は、計画を承認した企業に対し、法第71条第2項に係る「経営革新計画フォローアップ調査」を行い経済産業省に報告する。また知事は、経営革新計画の計画終了までの間、必要に応じて、計画を承認した企業から経営革新計画の実施に係る報告書を求めることができる。

(承認の取消し)

第8条 知事は、計画を承認した企業において計画に沿った事業が行われていない等、計画の達成が困難と認めるときは審査会に意見を求め、審査会が同様の判断である場合は、承認を取り消すことができるものとする。

(人的支援)

第9条 計画を承認した企業の計画目標達成のため、高知県産業振興センターなどの関係機関と連携し、支援を行う。

(企業化状況報告)

第10条 知事は、高知県経営革新等支援事業費補助金を受けた特定事業者等から、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後、企業化状況報告を受け、経済産業省へ提出するものとする。

(経過措置)

第11条 改正に伴う経過措置については、次に掲げるア、イ及びウとする。

- ア 経営革新計画の承認の申請については、この要領による改正後の規定にかかわらず、令和3年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。
- イ この要領の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前項の規定により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この要領による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- ウ 中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者(改正後の中小企業等経営強化法第二項第五項に規定する特定事業者に該当する者を除く。)については、令和5年3月31日までの間は、特定事業者とみなして、経営革新計画を申請することができる。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年6月24日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月12日から施行する。

附則

この要領は、令和2年1月30日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この要領は、令和7年3月18日から施行する。